

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年10月31日(2024.10.31)

【公開番号】特開2023-135530(P2023-135530A)

【公開日】令和5年9月28日(2023.9.28)

【年通号数】公開公報(特許)2023-183

【出願番号】特願2022-40787(P2022-40787)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 5/04 6 5 1

【手続補正書】

【提出日】令和6年10月23日(2024.10.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

スタートスイッチを有し、

ストップスイッチを有し、

情報を表示可能な表示手段を有し、

内部抽せん手段を有し、

有利区間では、第1遊技状態と、第1遊技状態よりも停止操作情報の報知確率が高い第2遊技状態と、を少なくとも有し、

連続演出(「連続演出」とは、複数回の連続する遊技にわたって実行される一連の演出を指す。以下同じ。)が実行可能であり、

30

第1遊技状態で実行可能な3遊技以上の連続演出において、当該連続演出の途中の遊技(当該連続演出を実行する遊技のうち、タイトルを表示する遊技及び最終遊技を除く遊技に相当する。)では、ストップスイッチの第1停止操作を契機とする演出の分岐数の平均値は、ストップスイッチの第3停止操作を契機とする演出の分岐数の平均値よりも多く、

第1遊技状態で実行可能な3遊技以上の連続演出において、ストップスイッチの第1停止操作を契機として実行される演出のうちの相対的に期待度が高い演出の数は、ストップスイッチの第3停止操作を契機として実行される演出のうちの相対的に期待度が高い演出の数よりも多く、

内部抽せん手段によって所定結果が決定された遊技では、表示手段に所定停止操作態様に対応する停止操作情報を表示可能であり、

40

停止操作情報として、第1停止操作に関する情報である第1停止操作情報と第2停止操作に関する情報である第2停止操作情報と第3停止操作に関する情報である第3停止操作情報とを表示可能であり、

前記第1停止操作情報の表示態様として、通常態様と成功態様とを少なくとも有しております

前記第2停止操作情報の表示態様として、通常態様と成功態様とを少なくとも有しております

前記第3停止操作情報の表示態様として、通常態様と成功態様とを少なくとも有しております

成功態様は、ストップスイッチが操作されたことに基づいて表示され得る表示態様であり

50

スタートスイッチが操作され、内部抽せん手段によって所定結果が決定された遊技であつて、表示手段に前記所定停止操作態様に対応する停止操作情報が表示されているときに、第1停止操作として前記第1停止操作情報に対応したストップスイッチが操作され、前記第1停止操作情報が成功態様で表示されてから非表示になっており、且つ前記第2停止操作情報が表示されている状況にて、電源断が発生し、電源復帰した後は、表示手段に前記第1停止操作情報が成功態様で再表示可能であり、表示手段に前記第2停止操作情報が再表示可能であり、

スタートスイッチが操作され、内部抽せん手段によって所定結果が決定された遊技であつて、表示手段に前記所定停止操作態様に対応する停止操作情報が表示されているときに、第1停止操作として前記第1停止操作情報に対応したストップスイッチが停止操作され、前記第1停止操作情報が成功態様で表示されてから非表示になっており、且つ前記第2停止操作情報が表示されているときに、第2停止操作として前記第2停止操作情報に対応したストップスイッチが停止操作され、前記第2停止操作情報が成功態様で表示されてから非表示になっており、且つ前記第3停止操作情報が表示されている状況にて、電源断が発生し、電源復帰した後は、少なくとも、表示手段に前記第1停止操作情報が再表示されず、表示手段に前記第2停止操作情報が成功態様で再表示可能であり、

スタートスイッチが操作され、内部抽せん手段によって所定結果が決定された遊技であつて、表示手段に前記所定停止操作態様に対応する停止操作情報が表示されているときに、第1停止操作として前記第1停止操作情報に対応したストップスイッチが操作され、前記第1停止操作情報が成功態様で表示されてから非表示になっており、且つ前記第2停止操作情報が表示されているときに、第2停止操作として前記第2停止操作情報に対応したストップスイッチが操作され、前記第2停止操作情報が成功態様で表示されてから非表示になっており、且つ前記第3停止操作情報が表示されているときに、第3停止操作として前記第3停止操作情報に対応したストップスイッチが操作され、前記第3停止操作情報が成功態様で表示されてから非表示になっている状況にて、電源断が発生し、電源復帰した後は、表示手段に前記第1停止操作情報が再表示されず、表示手段に前記第2停止操作情報が再表示されず、表示手段に前記第3停止操作情報が再表示されない遊技機。

### 【手続補正2】

30

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本態様に係る遊技機は、

スタートスイッチを有し、

ストップスイッチを有し、

情報を表示可能な表示手段を有し、

内部抽せん手段を有し、

有利区間では、第1遊技状態と、第1遊技状態よりも停止操作情報の報知確率が高い第2遊技状態と、を少なくとも有し、

連続演出（「連続演出」とは、複数回の連続する遊技にわたって実行される一連の演出を指す。以下同じ。）が実行可能であり、

第1遊技状態で実行可能な3遊技以上の連続演出において、当該連続演出の途中の遊技（当該連続演出を実行する遊技のうち、タイトルを表示する遊技及び最終遊技を除く遊技に相当する。）では、ストップスイッチの第1停止操作を契機とする演出の分岐数の平均値は、ストップスイッチの第3停止操作を契機とする演出の分岐数の平均値よりも多く、第1遊技状態で実行可能な3遊技以上の連続演出において、ストップスイッチの第1停止操作を契機として実行される演出のうちの相対的に期待度が高い演出の数は、ストップス

10

20

40

50

イッチの第3停止操作を契機として実行される演出のうちの相対的に期待度が高い演出の数よりも多く、

内部抽せん手段によって所定結果が決定された遊技では、表示手段に所定停止操作態様に対応する停止操作情報を表示可能であり、

停止操作情報として、第1停止操作に関する情報である第1停止操作情報と第2停止操作に関する情報である第2停止操作情報と第3停止操作に関する情報である第3停止操作情報とを表示可能であり、

前記第1停止操作情報の表示態様として、通常態様と成功態様とを少なくとも有しております

前記第2停止操作情報の表示態様として、通常態様と成功態様とを少なくとも有しております 10

前記第3停止操作情報の表示態様として、通常態様と成功態様とを少なくとも有しております

成功態様は、ストップスイッチが操作されたことに基づいて表示され得る表示態様であり

スタートスイッチが操作され、内部抽せん手段によって所定結果が決定された遊技であって、表示手段に前記所定停止操作態様に対応する停止操作情報が表示されているときに、第1停止操作として前記第1停止操作情報に対応したストップスイッチが操作され、前記第1停止操作情報が成功態様で表示されてから非表示になっており、且つ前記第2停止操作情報が表示されている状況にて、電源断が発生し、電源復帰した後は、表示手段に前記第1停止操作情報が成功態様で再表示可能であり、表示手段に前記第2停止操作情報が再表示可能であり、

スタートスイッチが操作され、内部抽せん手段によって所定結果が決定された遊技であって、表示手段に前記所定停止操作態様に対応する停止操作情報が表示されているときに、第1停止操作として前記第1停止操作情報に対応したストップスイッチが停止操作され、前記第1停止操作情報が成功態様で表示されてから非表示になっており、且つ前記第2停止操作情報が表示されているときに、第2停止操作として前記第2停止操作情報に対応したストップスイッチが停止操作され、前記第2停止操作情報が成功態様で表示されてから非表示になっており、且つ前記第3停止操作情報が表示されている状況にて、電源断が発生し、電源復帰した後は、少なくとも、表示手段に前記第1停止操作情報が再表示されず、表示手段に前記第2停止操作情報が成功態様で再表示可能であり、

スタートスイッチが操作され、内部抽せん手段によって所定結果が決定された遊技であって、表示手段に前記所定停止操作態様に対応する停止操作情報が表示されているときに、第1停止操作として前記第1停止操作情報に対応したストップスイッチが操作され、前記第1停止操作情報が成功態様で表示されてから非表示になっており、且つ前記第2停止操作情報が表示されているときに、第2停止操作として前記第2停止操作情報に対応したストップスイッチが操作され、前記第2停止操作情報が成功態様で表示されてから非表示になっており、且つ前記第3停止操作情報が表示されているときに、第3停止操作として前記第3停止操作情報に対応したストップスイッチが操作され、前記第3停止操作情報が成功態様で表示されてから非表示になっている状況にて、電源断が発生し、電源復帰した後は、表示手段に前記第1停止操作情報が再表示されず、表示手段に前記第2停止操作情報が再表示されず、表示手段に前記第3停止操作情報が再表示されない

遊技機である。

<付記>

尚、本態様とは異なる別態様について以下に列記しておくが、これらには何ら限定されることなく実施することが可能である。

本別態様に係る遊技機は、

所定条件を満たした場合は、所定の遊技状態が終了することを示す終了演出を表示可能な演出表示部を備え、

10

20

30

40

50

前記終了演出を構成するカットの数よりも前記所定の遊技状態が開始することを示す開始演出を構成する前記カットの数の方が、相対的に多くなるよう構成されることを特徴とする遊技機である。

10

20

30

40

50